

令和3年度 いじめ防止基本方針

徳之島町立亀津小学校

【学校教育目標】
「生きる力」としての「豊かな心」「確かな学力」「健やかな体」を備えた亀津の子を育てる。

人権教育を全教育活動の根幹に据える

【家庭・地域との連携】

- ・ P T A生活指導部
- ・ 学校評議委員会
- ・ 学校開放運営委員会
- ・ 民生委員

【心の教育推進委員会】

- ・ 目的 いじめ、不登校、問題行動などの未然防止並びに事後の対応について話し合う。
- ・ 組織構成
管理職、生徒指導主任、学年の生活指導係、養護教諭、その他必要に応じた関係者及び外部専門家

【関係機関等との連携】

- ・ 町いじめ問題対策連絡協議会
- ・ S C, S S W
- ・ 町教育委員会
- ・ 役場（福祉課）
- ・ 警察、児童相談所

【教育活動の重点】

- ・ 対話的活動を通じた課題解決学習の充実
- ・ 児童会活動の活性化及び集会活動の充実
- ・ 異年齢での活動（児童集会、縦割り清掃等）
- ・ 学校行事及び体験活動等集団で活動する際の事前・事後における確かな指導（運動会、集団宿泊学習）
- ・ 「心の教育の日」全学級道徳の授業参観

【いじめの防止】

- (1) 学級経営の充実：児童一人一人に自己の存在感や有用感を味わわせるともに、「いじめは絶対に許されない」という学級づくりに努める。
- (2) 年2回の「いじめ問題を考える週間」の取組を通して、いじめの未然防止と早期発見・早期対応に努める。
- (3) 道徳教育の充実：全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。
- (4) 相談体制の整備：5・11月に「学校たのしいと」を、10月に「いじめアンケート」を実施して児童の実態を把握する。5・10月に児童に対する教育相談、7・8月に保護者に対する教育相談を行い、児童一人一人の理解に努める。
- (5) 職員研修の充実：職員研修において、いじめ・生徒指導に関する内容を扱い、事例研修等を通して、研修を深める。

【生徒指導体制】

- ・ 組織体制の確立
- ・ 職員会議・職員研修
- ・ 心の教育推進委員会
- ・ 学年会での共通理解

【連絡体制】

- ・ 学校長・教頭・生徒指導主任への迅速な連絡体制

【相談体制】

- ・ 諸問題に関しての対応は学年部を主として複数の教諭（講師）で対応する。
- ・ 家庭・地域と一体となった相談体制

【職員研修の充実】

- ・ いじめの認知方法やいじめの対処法などに関する研修
- ・ 個々の児童の実態を把握し、対応を全職員で共通理解する研修

【いじめの早期発見】

- (1) 保護者や地域、関係機関との連携
 - ・ 児童、保護者、学校の信頼関係を気付き円滑な連携を図るように努める。
 - ・ 保護者からの相談には、学年部を主として複数の教諭（講師）で対応し、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。
- (2) 定期的なアンケート調査の実施
 - ・ 「学校たのしいと」「いじめアンケート」を実施する。アンケートをもとに、児童と直接話をして、思いをくみ取る。

【いじめに対する措置】

- (1) いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職、生徒指導主任に報告し、事実の有無に関して、学年部を主として複数の教諭（講師）で確認する。
- (2) いじめの事実が確認された場合は、ケース会議を開き、対応を協議する。
- (3) 重大ないじめ問題と認められる場合は、直ちに関係機関（町教育委員会、警察、介護福祉課、S C, S S W等）と連携して対処していく。
- (4) いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (5) 高学年におけるいじめの事例については、中学校へも引き継ぐ。